

お客さま各位

東日本ビジネスコネクト請求書発行機能提供開始および規定改定のお知らせ

平素は、東日本銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび2023年9月18日（月）午前8時から、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスとして、東日本ビジネスコネクトに請求書発行機能が提供開始となります。

本サービスは、東日本ビジネスコネクト・東日本ビジネスIBサービスをご利用いただいているお客さまが他社宛に請求書発行する際に、自身で会社名・登録番号・請求金額等を入力することでインボイス制度に対応した適格請求書を作成できる機能です。

また、この機能の提供開始にあたり東日本ビジネスコネクト規定を下記の通り改定いたします。

当行では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層サービス向上に努めてまいります。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

規定改定内容（新設）

第1章 総則・共通事項

（中略）

第2条【サービス内容】

（中略）

④請求書作成サービス

（中略）

第4章 請求書作成サービス

第32条【サービスの内容】

請求書作成サービスとは、契約者が税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合、インターネット上で「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）に定める適格請求書を作成できるサービスをいいます。

第33条【提供サービス】

- 契約者が必要事項を入力することにより、適格請求書を作成することができます。
- 請求書作成サービスで作成した適格請求書は、当行所定の期間、本サービス上にて保存します。
- 前項で規定する当行所定の保存期間は、仕入税額控除等の法令の適用を受けるために必要な期

間を満たさないため、契約者は、作成した適格請求書の控えを当該法令の適用を受けるために必要な期間、ご自身で保存する必要があります。

(4) 請求書作成サービスで作成した適格請求書について、電子帳簿保存法等の法令の適用を受けるためには、契約者は、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を整備するなどの手続きをご自身でする必要があります。

第34条【利用手数料】

請求書作成サービスの利用にあたって料金は発生しません。

第35条【サービスの休止】

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、契約書作成サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当行の定める方法によることとします。

第36条【サービスの廃止】

当行は、請求書作成サービスの全部または一部について、契約者に通知することなく廃止する場合があります。また、請求書作成サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第37条【免責事項】

当行は、請求書作成サービスに関し、正確性、信頼性、税務当局等との法令解釈と合致することの保証をおこなうわけではありません。また、請求書作成サービスに起因して契約者に発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)